

令和7年度 第1回
三木市介護保険運営協議会

会 議 資 料

- 1 令和6年度の介護保険事業について
- 2 令和7年度の介護保険事業について
- 3 第10期介護保険事業計画の策定について

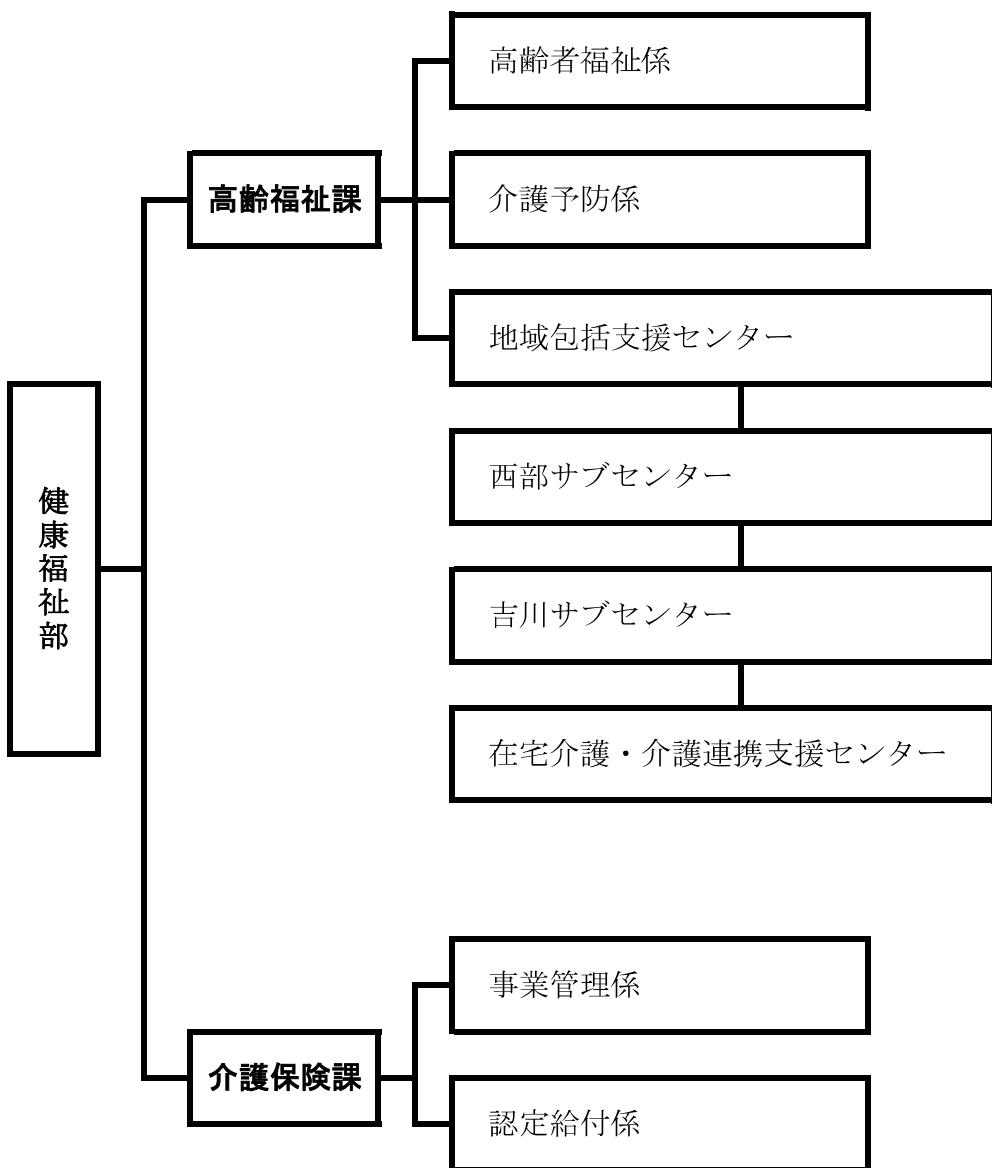
令和7年11月7日(金)

三木市健康福祉部介護保険課

三木市介護保険運営協議会 委員名簿

	氏 名	役 職 名
1	池 田 篤 紀	三木市医師会 理事
2	楳 田 恵 子	関西国際大学 講師 (保健医療学部看護学科)
3	藤 木 登 志 子	三木市連合民生委員児童委員協議会 副会長
4	鷲 尾 孝 司	三木市区長協議会連合会 会長
5	石 川 緑	三木市老人クラブ連合会 副会長兼女性部長
6	谷 口 良 肇	三木市歯科医師会 理事
7	高 馬 将 一	三木市薬剤師会 会長
8	成 徳 明 美	兵庫県加東健康福祉事務所 監査・福祉課長
9	加 藤 優 子	社会福祉法人優和福祉会 総施設長
10	道 本 寛 幸	社会福祉法人三木市社会福祉協議会 事務局長
11	坂 本 美 香	三木市保険年金課長 (国民健康保険担当)
12	西 尾 美 智 子	公募委員
13	井 上 済 納	公募委員
14	長 谷 川 悅 子	公募委員
15	村 川 美 枝 子	公募委員
16	吉 村 清 美	公募委員

令和7年度 組織図



主な変更点（令和7年度より）

- ・福祉課の高齢者福祉部門と介護保険課の介護予防係を集約し、高齢福祉課を新設した。
- ・地域包括支援センターも高齢福祉課へ組織改編となり、事務所は三木市役所3階から、総合保健福祉センターの1階に移転した。
- ・介護保険課の係を見直し、新たに2係となった。

協議事項 1 令和6年度介護保険事業について（報告）

1 保険給付事業

(1) 被保険者の資格管理

被保険者台帳は、介護保険システムで管理しており、65歳に到達した「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満のうち要介護（支援）認定者である「第2号被保険者」、障害者支援施設入所者等の「適用除外者」及び他市町村所在施設に入所（入居）する「住所地特例者」を登録した。

また、日次処理として、死亡・転入・転出等による資格の取得・喪失や異動を行い、月次処理として65歳到達者の第1号資格取得事務を行い、被保険者証を交付した。

ア 第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在
65歳以上 75歳未満	11,024			10,290
75歳以上 85歳未満	10,546			10,976
85歳以上	4,612			4,717
（再掲）外国人被保険者	158			160
（再掲）住所地特例被保険者	119			124
計	26,182	975	1,174	25,983

イ 要介護（要支援）認定者数（令和7年3月末現在）

（単位：人）

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	662	968	754	770	721	622	398	4,895
65歳以上 70歳未満	15	39	17	22	11	11	6	121
70歳以上 75歳未満	46	58	25	54	36	41	21	281
75歳以上 80歳未満	103	141	83	95	83	67	51	623
80歳以上 85歳未満	199	263	195	166	138	124	83	1,168
85歳以上 90歳未満	181	253	252	201	172	137	94	1,290
90歳以上	118	214	182	232	281	242	143	1,412
第2号被保険者	3	18	4	6	12	12	2	57
総 数	665	986	758	776	733	634	400	4,952

(2) 介護保険料の賦課徴収

第1号被保険者の介護保険料を賦課決定し、年次分は7月に通知書を送付した。以後の新規資格取得者や、資格喪失、所得更正等により保険料が変更となった者に対しては、原則として8月以降の月初めに賦課決定し、通知書を送付した。

特別徴収対象者は、偶数月に支給される公的年金からの天引きにより保険料を徴収した。

普通徴収対象者は、7月（普徴1期）から翌年2月（普徴8期）までに分けて保険料を徴収し、必要に応じて随期を設定した。

なお、納期限までに納付がなかった者に対しては、督促状や催告書を送付するとともに、必要に応じて財産の差押えを行い、収納率の向上に努めた。

ア 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料		被保険者数
			年額	月額換算	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円以下	基準額×0.285	18,126円	1,510.5円	3,484人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下	基準額×0.485	30,846円	2,570.5円	2,251人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が120万円超	基準額×0.685	43,566円	3,630.5円	1,784人

第4段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.9	57,240円	4,770円	2,861人
第5段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円超	基準額	63,600円	5,300円	3,890人
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	76,320円	6,360円	3,665人
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	82,680円	6,890円	4,536人
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	95,400円	7,950円	1,854人
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	108,120円	9,010円	741人
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9	120,840円	10,070円	283人
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1	133,560円	11,130円	167人
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3	146,280円	12,190円	85人
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4	152,640円	12,720円	382人

※「年金収入等」は、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計をいう。

※合計所得金額については、税と異なる数値を使用して計算している場合がある。

イ 介護保険料の収納状況

(単位：円)

区分		調定額	収入済額	うち 還付未済額	収入率	不納欠損額	未収額
特別徴収	現年	1,532,706,077	1,532,706,077	1,961,316	100.0%	0	0
普通徴収	現年	128,021,606	120,591,086	45,690	94.2%	0	7,430,520
	滞納	19,309,618	3,785,382	0	19.6%	5,480,376	10,043,860
合計		1,680,037,301	1,657,082,545	2,007,006	98.6%	5,480,376	17,474,380

(3) 公費による低所得者に対する介護保険料の軽減

消費税増税に伴う保険料の負担を軽減するため、所得段階の第1段階から第3段階の者を対象として、基準額に対する割合を減じて保険料を減額した。

保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計への低所得者保険料軽減事業繰入金により補填した。

所得段階	軽減前	軽減後	公費による軽減額
第1段階	28,938円(基準額×0.455)	18,126円(基準額×0.285)	10,812円
第2段階	43,566円(基準額×0.685)	30,846円(基準額×0.485)	12,720円
第3段階	43,884円(基準額×0.690)	43,566円(基準額×0.685)	318円

(4) 保険給付の制限

要介護（支援）認定を受けた第1号被保険者が保険料を1年以上滞納した場合に、介護サービスに係る保険給付の制限措置を行った。

保険料滞納期間	給付制限内容	対象者数			
		前年度末 現在	本年度中		本年度末 現在
開始	終了				
1年以上	保険給付の支払方法変更	0人	0人	0人	0人
1年6か月以上	保険給付の支払一時差止	0人	0人	0人	0人
2年以上 〔納付相談等のある場合を除く。〕	保険給付の減額	0人	2人	2人	0人

(5) 介護保険サービス受給者数（令和7年3月）

ア 居宅介護（介護予防）サービス

(単位：人)

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	317	580	897	564	604	398	215	116	1,897	2,794
第2号被保険者	1	14	15	2	5	7	4	2	20	35
総 数	318	594	912	566	609	405	219	118	1,917	2,829

イ 地域密着型（介護予防）サービス

(単位：人)

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	5	7	12	86	81	87	32	22	308	320
第2号被保険者	0	0	0	0	2	1	1	0	4	4
総 数	5	7	12	86	83	88	33	22	312	324

ウ 施設介護サービス

(単位：人)

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
介護老人福祉施設	0	0	0	2	1	168	229	163	563	563
介護老人保健施設	0	0	0	22	57	77	71	57	284	284
介護医療院	0	0	0	0	0	1	4	5	10	10
総 数	0	0	0	24	58	246	304	225	857	857

(6) 「介護保険負担限度額認定証」の交付

介護保険施設に入所（院）又は短期入所する場合の食費・居住費等について、住民税非課税世帯のうち預貯金等が一定以下の者に対して、利用者負担限度額を決定して認定証を交付するとともに、特定入所者介護（予防）サービス費を支給した。

1日当たりの負担限度額

利用者負担段階区分		食費	居住費等			年度末現在認定者数
第1段階	・生活保護受給者 ・本人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	300 円	ユニット型個室	880 円	24 人	
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	550 円 (380 円)		
			多床室	0 円		
第2段階	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	390 円 [短期入所は600 円]	ユニット型個室	880 円	183 人	
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	550 円 (480 円)		
			多床室	430 円		
第3段階①	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80～120万円	650 円 [短期入所は1,000 円]	ユニット型個室	1,370 円	134 人	
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	1,370 円 (880 円)		
			多床室	430 円		
第3段階②	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	1,360 円 [短期入所は1,300 円]	第3段階①と同じ			289 人
合計						630 人

() 内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合

(7) 高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同一世帯内に複数の利用者がいる場

合は世帯合算) して上限額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

利用者負担段階区分	上限月額
生活保護の受給者	個人 15,000 円
住民税世帯非課税等 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
一般(住民税課税世帯)	世帯 44,400 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円

(8) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月から翌年7月まで)の自己負担額を合算して限度額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

(9) 利用者負担額の減免

ア 「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、減額の条件に該当する者に対して認定証を交付した(交付者数3人)。

イ 「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付

生計困難者が、社会福祉法人等が提供する減免対象となる介護保険サービスを利用する場合において、その介護サービス利用に伴う利用者負担の一部を法人の負担で減免する制度を利用する者に対し、確認証を交付した(交付者数3人)。

(10) 介護給付費適正化事業

適切なサービス提供と費用の効率化を図るため、介護給付費の適正化事業を行った。

ア 要介護認定の適正化

認定調査の内容について、認定事務員による点検及び確認を行った(3,194件)。

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容を点検した(125件)。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修は、書面点検を行うとともに、必要に応じて工事内容や施工状況について現地点検を行った。また、福祉用具貸与は、用具の必要性や利用状況等を点検した(34件)。

エ 医療情報との突合・縦覧点検(兵庫県国民健康保険団体連合会への委託により実施)

医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検した。また、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認した。

(11) 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、介護保険法の目的に基づき円滑かつ適切に行われることに資することを目的に、市長の附属機関として三木市介護保険運営協議会を設置した。

ア 委員の委嘱

委員数 16人

委嘱期間 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

イ 協議会の開催

開催日 令和6年10月30日

場所 市役所4階特別会議室

協議事項 (1)令和5年度の介護保険事業について

(2)令和6年度の介護保険事業について

2 認定審査事業

(1) 要介護認定事業

要介護認定申請により、訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、審査判定を行った。

ア 介護認定審査会

- ・委員数 24人（内訳：医療関係12人、保健関係6人、福祉関係6人）
- ・合議体数 4合議体
- ・開催回数 86回（原則、毎週火曜日及び木曜日）
- ・審査件数 1回当たり 33～42件

イ 要介護認定判定状況

- ・新規 1,540件（月平均128件）
- ・更新 1,263件（月平均105件）
- ・変更 391件（月平均33件）
- ・合計 3,194件（月平均266件）

ウ 介護認定調査件数

- ・市調査 1,739件（月平均145件）
- ・委託調査 1,448件（月平均121件）
- ・合計 3,187件（月平均266件）

エ 主治医意見書作成件数

- ・新規 2,042件（月平均170件）
- ・継続 1,207件（月平均101件）
- ・合計 3,249件（月平均271件）

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況

要介護認定又は要支援認定を受けた者が自宅で安全に生活できるように、手すりの取付け、段差の解消などの小規模な家屋の改修を行った場合に、改修費用の一部を給付した（対象工事額（上限20万円）に対して、利用者負担割合に応じて7割～9割を介護保険から給付）。

改修内容内訳（件）					合 計			保険給付額（円）
手摺 取付	段差 解消	床材 変更	扉 取替	便器 取替	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち 対象額（円）	
384	100	23	36	3	415	59,074,277	47,042,897	41,181,759

（1件の申請で複数の改修を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。）

(3) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費給付状況

要介護認定又は要支援認定を受けた者が自宅で安全に生活するために必要となる腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具を購入した場合に、購入費用の一部を給付した（購入額（上限10万円）に対して、利用者負担割合に応じて7割～9割を介護保険から給付）。

福祉用具内訳（件）				合 計			保険給付額（円）
腰掛便座	自動排泄 処理装置 の交換 可能部品	入浴補助 用具	簡易浴槽	件数 (件)	購入費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
108	0	196	0				
移動用 リフト つり具	歩行補 助机	固定スロ ープ	歩行器	335	10,919,454	10,748,124	9,564,740
1	18	14	2				

（1件の申請で複数の購入を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。）

(4) 住宅改造助成事業

要介護認定又は要支援認定を受けた者が住み慣れた家で自立した生活を送るためにバリアフリー化の改造を行った場合に、工事費用の一部を助成した。

ア 対象世帯

要介護認定又は要支援認定を受けた者が属している市内に居住する世帯（原則として公営住宅に居住する世帯を除く。）であって、次のいずれにも該当する場合

- (ア) 生計中心者が当該年度分市民税非課税世帯又は所得等が一定以下の世帯であること。
- (イ) この助成を受けたことがないこと。

イ 助成対象

手すりの取付け、段差の解消、引き戸への取替えなどの工事

ウ 助成率

市民税非課税	市民税均等割課税	市民税所得割課税	所得税課税
1/2	1/2	1/3	1/3

(所得制限：6,000,000円（生計中心者）)

エ 助成実績

工事箇所内訳（件）						合 計			助 成 額 (円)
浴槽 洗面所	便所	玄関	廊下・ 階段	居室	台所	件数 (件)	工事費用 (円)	左のうち 対象額 (円)	
8	8	4	3	1	1	10	11,252,294	4,097,948	871,000

(1件の申請で複数の工事を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。)

(5) 介護福祉士資格取得支援事業

介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成した。

ア 対象者

次の要件をすべて満たす者

- (ア) 市内の介護施設等で勤務し、今後も同施設で継続して働く意思があること。
- (イ) 介護福祉士の受験資格があり、助成年度に試験の申込みをしていること。
- (ウ) 市税を滞納していないこと。

イ 助成対象 介護実務者研修の受講料及び国家試験受験料

ウ 助成率 2分の1（上限額100,000円）

エ 補助実績 助成人数：5人、助成額：283,000円

(6) 介護保険事業所の指定業務

介護保険法及び三木市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則に基づき、介護保険事業所の新規指定又は指定更新を行った。

ア 新規指定

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	三木すみれ定期巡回・随時対応型訪問 介護	R6. 4. 1	R12. 3. 31
看護小規模多機能型居宅介 護	三木すみれ看護小規模多機能型居宅介 護	R6. 4. 1	R12. 3. 31
介護予防支援	(株)あいむ介護サービス	R7. 2. 1	R13. 1. 31
居宅介護支援	居宅介護支援事業所三木すみれ園	R7. 3. 1	R13. 2. 28

イ 指定更新

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
居宅介護支援	吉川病院居宅介護支援事業所	R6. 8. 1	R12. 7. 31

居宅介護支援	居宅介護支援事業所えびすの郷	R6. 10. 1	R12. 9. 30
居宅介護支援	ときわ介護支援センター	R6. 10. 1	R12. 9. 30
居宅介護支援	介護センターはっぴい	R7. 1. 1	R12. 12. 31

(7) 介護保険事業所の運営指導業務

介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法の規定に基づき、計画に則った介護保険事業所を対象に運営指導を行った。

ア 地域密着型サービス事業所

実施日	サービス種別	事業所名
1 R6. 8. 16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	三木すみれ定期巡回・随時対応型訪問介護
2 R6. 8. 16	看護小規模多機能型居宅介護	三木すみれ看護小規模多機能型居宅介護
3 R6. 11. 6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム「いぶき」
4 R7. 2. 17	認知症対応型共同生活介護	グループホームゆたかの郷
5 R7. 2. 19	地域密着型通所介護	デイサービス悠々

イ 居宅介護支援事業所

実施日	サービス種別	事業所名
1 R6. 8. 26	居宅介護支援	風蘭居宅介護支援センター
2 R6. 8. 28	居宅介護支援	仁徳会早川居宅介護支援事業所
3 R6. 9. 4	居宅介護支援	医療法人社団仁恵会介護老人保健施設サンビラ三木
4 R6. 9. 18	居宅介護支援	みき在宅介護 太鼓判
5 R6. 9. 25	居宅介護支援	居宅介護支援事業所えびすの郷
6 R6. 10. 2	居宅介護支援	ときわ介護支援センター

ウ 県管轄介護保険サービス事業所

実施日	サービス種別	事業所名
1 R6. 10. 31	訪問看護	訪問看護かぐやひめ
2 R6. 11. 7	通所介護	デイサービスセンター志染
3 R6. 11. 18	訪問介護	三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション
4 R6. 11. 18	訪問看護	三木市社会福祉協議会訪問看護ステーション
5 R6. 12. 10	訪問看護	風蘭訪問看護ステーション
6 R6. 12. 13	特定施設入居者生活介護	志染愛真ホーム
7 R6. 12. 18	訪問介護	あおやまケアサービス
8 R7. 1. 28	訪問介護	ニチイケアセンター志染
9 R7. 2. 3	訪問介護	ヘルパーステーションかえで三木
10 R7. 2. 28	介護老人福祉施設、短期入所生活介護	特別養護老人ホームさざんかの郷 ユニット型特別養護老人ホームさざんかの郷

(8) 介護保険事業者集団指導事業

適正な介護保険事業運営の確保を目的として、介護保険事業者における法令遵守、報酬改定や主な届出、実地指導での留意事項についての集団指導（説明会）を実施した。

実施日時 令和7年3月12日(水)

実施方法 集合及び動画配信形式

対象者 三木市指定地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援及び第1号訪問・通所事業者（79事業者）

(9) 認定調査員研修

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技術を習得することを目的として研修を実施した。

実施日時 令和 6 年 6 月 17 日、令和 7 年 1 月 24 日
対象者 市内居宅介護支援事業者等に従事する介護支援専門員

(10) 市立デイサービスセンター等の管理

在宅の高齢者の心身機能の維持向上、高齢者の介護等の総合相談への総合的な対応等を目的として設置した市立デイサービスセンター及び市立在宅介護支援センター（7 施設）について、指定管理を行った。

なお、令和 7 年度以降 5 年間の指定管理者については、令和 6 年 12 月議会の議決により、引き続き三木市社会福祉協議会を指定し、指定管理に関する基本協定を締結した。

ア 期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

イ 指定管理者 三木市社会福祉協議会

ウ 指定管理料 15,000,000 円（令和 6 年度）

エ 施設改修

(ア) キュービクル改修工事（デイサービスセンター三木東）	2,471,700 円
(イ) 照明器具の LED 取替工事（デイサービスセンター三木東、自由が丘）	13,915,000 円
(ウ) 給湯器修繕（デイサービスセンターロ吉川、志染）	2,417,800 円

(11) 市立デイサービスセンターひまわり及び市立在宅介護支援センターひまわりの廃止

令和 3 年 3 月に策定した「第 8 期介護保険事業計画」及び「公共施設再配置計画」に基づき、令和 7 年 3 月 31 日をもって市立デイサービスセンターひまわり及び市立在宅介護支援センターひまわりを廃止した。

(12) 介護施設の整備への補助

ア 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進補助金

定期巡回サービスに新たに参入する事業者に対し、利用者を確保するまでの安定した運営を支援するため補助を実施した。

(ア) 対象事業者 市内に所在する定期巡回サービス事業所を新たに開設した事業者

(イ) 対象事業 開設後 1 年間の人件費、開設後 3 年間の賃借料

(ウ) 助成額 基準額内の実額

(エ) 補助実績

a 対象事業者 アイビーメディカル株式会社

b 補助内容

三木すみれ定期巡回・随時対応型訪問介護の入件費助成 5,724,000 円

イ 地域介護・福祉空間整備等交付金

防災・減災等の目的により施設及び設備等の整備を行う事業者に対し、その整備に要する費用を補助した。

(ア) 対象事業者 防災、減災等を目的とした施設等の整備を行う事業者

(イ) 対象事業 防災、減災等に資する整備、大規模修繕等

(ウ) 助成額 基準額内の実額

(エ) 補助実績

a 対象事業者 グループホームりんどうの里

b 補助内容

浴室設備更新工事 6,813,000 円

3 介護予防事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活の支援（介護予防・生活支援サービス）や介護予防の推進を行った。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象に、自立支援をめざした生活支援サービスを提供した。

(ア) 訪問型サービス（従前相当・緩和）

訪問サービス事業者が、要支援者等に対して掃除等の家事を中心に生活支援を行った。

	利用件数		延利用回数	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
従前相当	140 件	12 件	946 回	79 回
緩和	2,621 件	218 件	12,816 回	1,068 回
合計	2,761 件	230 件	13,762 回	1,147 回

(イ) 通所型サービス（従前相当）

通所サービス事業者が、要支援者に対して交流・運動・入浴等の支援を行った。

	利用件数		延利用回数	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
従前相当	3,098 件	258 件	19,763 回	1,647 回

(ウ) その他生活支援サービス

栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを委託により行った。

- ・利用実人数 105 人
- ・年間延利用数 16,177 食

(エ) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービスのみを利用する者に対して、地域包括支援センターがケアプランを作成した。

- ・実施件数 2,505 件（月平均：209 件）

(オ) 家事ヘルパー養成研修

訪問型サービスを行う家事ヘルパーを養成するため、「みつきい☆家事ヘルパー（兵庫県介護予防・生活支援員）養成研修」を開催した。

- ・実施時期 令和6年11月7日・14日・22日
- ・実施場所 三木市立教育センター中研修室
- ・参加人数 8 人

イ 一般介護予防事業

地域住民が主体となって実施する「みつきい☆いきいき体操自主教室」の支援など、介護予防・フレイル予防に取り組んだ。

みつきい☆いきいき体操自主教室（令和7年3月末）

- ・教室数 市内 125 教室
- ・体操参加（登録）者 1,943 人

(ア) 介護予防普及啓発事業

事業名	回数(回)	参加延人数(人)
転倒骨折予防教室（三木市社会福祉協議会委託）	24	319
地域介護予防教室（三木市社会福祉協議会委託）	32	525
介護予防講座	116	1,863
吉川健康福祉センター健康プールでの運動指導	389	1,997
吉川健康福祉センタートレーニングルームでの運動指導	99	422
三木山総合公園プール利用助成		12,753
介護予防普及啓発セミナー	1	61

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業名	回数(回)	参加延人数(人)
みつきい☆いきいき体操自主教室育成事業	16	154

みつきい☆いきいき体操自主教室支援事業	394	4,094
自主教室における運動機能測定	120	1,155
みつきい☆いきいき体操自主教室代表者会	1	71
みつきい☆いきいき体操サポーター研修会	1	59
高齢者ボランティアポイント事業（三木市社会福祉協議会委託）	665	20

(ウ) 介護予防把握事業

みつきい☆いきいき体操自主教室において、フレイルチェックを実施し、生活機能の低下がみられる高齢者を把握した。

年 齢	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
人 数	37 人	186 人	320 人	377 人	220 人	1,140 人

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

フレイルおよび転倒骨折ハイリスク該当者に対して、3か月間（週1回×12回）の短期集中フレイル転倒予防プログラムである「シニアいきいきプラスコース」を2回開催した。

場 所 吉川健康福祉センター

参加人数 33人（第1回目18人、第2回目15人）

また、みつきい☆いきいき体操自主教室や健康ミニフェスタなどで、体組成測定やフレイル予防などに関する個別相談を実施した。

実施回数 10回

参加人数 159人

ウ 生活支援体制整備事業

住民主体のさまざまな取り組みを住民と一緒に協議しながら地域づくりを行うことを目的として、市内の小圏域（10地区）のうち8地区に設置されている第2層協議体に、三木市社会福祉協議会へ委託した「第2層生活支援コーディネーター」4名配置することにより、地域づくりを支援した。

また、市内全域を担当する「第1層生活支援コーディネーター」を介護保険課内に1名配置した。既存の地域資源を把握し、問題の発見・分析・地域課題の解決に向けた「三木市生活支援体制整備推進協議会」（第1層協議体）などで協議しながら、第2層生活支援コーディネーター地域づくりを支援した。

(2) 任意事業

ア 家族介護教室

高齢者を介護している者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術習得のための教室を、在宅介護支援センターへの委託により実施した。

・実 施 回 数 7回

・参 加 延 人 数 92人

イ 住宅改修理由書の作成等に対する助成

住宅改修費の給付適正化のため、住宅介護支援事業所の介護支援専門員等が、支給申請に係る理由書を作成した場合に作成手数料を交付した。

・理由書作成件数 67件

ウ 配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、定期的な配食サービスと安否確認を委託により行った。

・利 用 実 人 数 187人

・年 間 延 利 用 数 16,962食

エ 介護用品支給事業

要介護4・5に相当する在宅高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつや尿とりパッドの介護用品を支給した。

・支 給 実 人 数 17人

オ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族介護者相互の交流の機会を提供し、心身の元気回復を図った。

・実 施 回 数 12回
・参 加 延 人 数 78人

カ 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

認知症高齢者等の見守りと行方不明時の早期発見を目的に、協力機関による見守り体制の構築と、認知症高齢者等の家族への支援を図った。

・登 録 者 数 38人（うち新規登録者16人）
・協 力 機 関 数 117事業所

キ 認知症サポートー養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポートー」の養成講座を開催した。

・実 施 回 数 12回
・参 加 人 数 401人

(3) 在宅福祉サービス

ア 訪問理容サービス

寝たきりや車椅子等利用により外出が困難な高齢者に対して、居宅で理容サービスを受ける場合に利用券を交付した。

・利 用 回 数 限 度 年間4回まで（自己負担1回あたり2,000円）
・利 用 実 人 数 62人
・年 間 利 用 回 数 142回

イ 外出支援サービス

寝たきりや車椅子等の利用者に対し、医療機関や必要施設等への外出を支援するため、リフト付タクシーの利用券（初乗り料金相当額）を交付した。

・利 用 回 数 限 度 月4回まで
・利 用 実 人 数 66人
・年 間 利 用 回 数 483回

ウ 緊急通報サービス等

ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム又は福祉電話の貸与を行った。

貸 与 品	年 度 末 設 置 件 数
緊急通報システム	107 件
福 祉 電 話	6 件

(4) 成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、三木市成年後見支援センターを設置し、社会福祉士による相談対応や、司法書士、弁護士による専門相談を行った。また、普及啓発事業として、成年後見制度の周知を図る活動を行った（三木市社会福祉協議会委託）。

ア 相談件数

一般相談 136 件
専門相談 18 件
合 計 154 件

（内訳：高齢者102件、知的障がい者26件、精神障がい者11件、その他15件）

イ 相談内容 (単位：件)

権利侵害	金銭管理等	財産管理	申立て手続き	医療事項	後見人候補者	今後の生活設計	事業について	制度について	その他	合計
4	33	37	58	2	19	51	8	94	53	359

ウ 普及啓発事業

内容	開催回数	参加者
映像で学ぶはじめての成年後見制度	6回	16人
成年後見制度を知る市民講座	2回	37人
成年後見制度を知る支援関係者向け講座	1回	20人
出前説明会	5回	78人
成年後見関係者交流会（関係機関との連携）	1回	25人
成年後見・権利擁護セミナー	2回	83人
広報誌、ホームページ掲載	随時	—

(5) 高齢者ファミリーサポートセンター

高齢者が住み慣れた地域で安全安心な生活を送ることができるように、「生活の援助を必要とする高齢者」と「できる範囲で手助けしたい者」がお互いに会員登録する「高齢者ファミリーサポートセンター」事業を実施した（三木市社会福祉協議会委託）。

ア 会員登録者数（令和7年3月現在）

協力会員登録者数	74人
依頼会員登録者数	335人
両方会員登録者数	6人

イ 活動実績

活動回数	1,506回
活動時間	2,227時間
活動内容	

(単位：回)

食事の準備	買い物	掃除	洗濯	外出時の付添	話し相手	庭の手入れ	その他
2	132	532	47	20	2	675	96

4 地域包括支援センター

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2及び事業対象者に対し、心身の状態や取り巻く生活環境等を把握しながら、予防給付のみのサービス調整や、予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を組み合わせて調整する「介護予防支援」、総合事業における介護予防ケアマネジメントの「第1号介護予防支援事業」を実施した。

ケアプラン作成件数

	介護予防支援		第1号介護予防支援事業	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
地域包括支援センター	3,844件 (新規74件)	320件 (新規6件)	910件 (新規27件)	76件 (新規2件)
事業者委託（46か所）	6,247件 (新規218件)	521件 (新規18件)	1,595件 (新規76件)	133件 (新規6件)
合 計	10,091件 (新規292件)	841件 (新規24件)	2,505件 (新規103件)	209件 (新規8件)

(2) 総合相談支援業務

ア 総合相談支援

相談内容に応じて、関係機関と連携しながら必要な情報収集を行い、介護保険サービスをはじめとした制度の利用や関係機関・地域資源につなぐなど、総合的な支援を行った。

(単位：件)

支援内容	地域包括支援センター	プランチ(9か所)
介護保険・総合事業に関すること	3,256	2,034
保健・福祉サービスに関すること	176	90
認知症に関すること	1,365	67
高齢者虐待に関すること	173	3
権利擁護に関すること	147	11
医療（入退院等）に関すること	242	640
その他（※）	841	149
合 計	6,200	2,994

(※) その他の内容：安否確認、生活困窮、独居・将来の不安、近隣トラブル、介護負担、介護方法、家族支援に関すること、福祉用具自費レンタル等

イ 普及啓発

地域住民の会合やふれあいサロン等の地域活動の場において、出前講座を実施し、相談窓口の周知を図り、必要とする情報提供を行った。

(出前講座の依頼先)

高齢者生きがいセミナー、まちづくり出前トーク、福祉委員研修会、ふれあいサロン、公民館高齢者教室、みつきい☆いきいき体操自主教室、関西国際大学等

- ・実施会場 27 か所
- ・参加人数 479 人

(3) 権利擁護業務

高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用等の支援のほか、高齢者虐待の予防及び早期発見に努めた。虐待事例が発見された場合には、必要な対応や支援方針を検討し、関係機関と連携しながら、高齢者本人や家族に対する適切な支援・継続的な見守りを行った。

高齢者虐待の内訳（重複あり）

(単位：件)

身体的虐待	心理的虐待	放任・放置 (ネグレクト)	性的虐待	経済的虐待
29	16	3	0	5

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制を推進するため、介護支援専門員に対して日常的な個別相談や支援困難事例等への指導・助言を行った。また、地域の多様な関係機関との連携を図った。

ア 地域ケア会議

多職種協働による個別事例の検討により、個別課題の解決や介護支援専門員のケアマネジメント力の向上、関係者間のネットワーク構築、地域課題の把握を目的とした「地域ケア個別会議」を開催し、軽度者（要支援1・要支援2及び事業対象者）や困難・認知症のケースについて、支援内容や方針を検討した。

また、地域住民と専門職が集まり、課題解決に向けて話し合う「ご近所会議」を開催した。

	軽度者会議	困難・認知症会議	ご近所会議
南部圏域	2 件	-	2 件

西部圏域	0 件	5 件	3 件
東部圏域	3 件	-	4 件

イ ケアミーティング

要支援 1・要支援 2 及び事業対象者が訪問型サービスを利用する時に、身体的な理由などにより本人の自立した生活に向けた個別対応を検討する場合に、ケアミーティングを開催した。

- ・現行相当で身体介護の利用 4 件
- ・緩和型サービスで利用回数の増加 4 件

ウ 支援ケアマネ連絡会

市内の介護支援専門員の連携体制の強化と情報提供や研修を目的とした連絡会を企画・開催し、制度の理解や専門性の向上を図った。

また、県の地域マネジメント力向上支援事業を活用し、これから総合事業と自立支援を考える研修会を実施した。

- ・連絡会 3 回 214 人
- ・研修会 1 回 67 人

エ 地地区別支援ケアマネ連絡会

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員が生活圏域ごとに集まり、情報交換や研修を行い、情報を共有した。

- ・南部地区（緑が丘、青山、自由が丘、志染） 2 回 37 人
- ・西部地区（三木、三木南、別所） 3 回 87 人
- ・東部地区（吉川、口吉川、細川） 1 回 10 人

オ 主任介護支援専門員連絡会

主任介護支援専門員同士の連携や介護支援専門員に対する支援、主任介護支援専門員の専門性の向上を図るために、連絡会や研修会を開催した。

- ・連絡会 3 回 61 人
- ・研修会 1 回 30 人

カ 地域密着型サービス事業所運営推進会議への参加

地域密着型サービス事業所運営推進会議において、各事業所の取り組みや認知症ケアについての情報共有、地域包括ケアの推進に関する情報交換を行うなど、地域の関係者等との連携強化に努めた。

- ・収集開催 47 回
- ・書面開催 1 回

(5) 認知症施策の推進

ア 認知症の早期発見

認知症の疑いのある者の早期受診につなげることを目的として、65 歳以上の町ぐるみ健診申込者を対象に、認知症予防健診受診票を送付した。認知症予防健診の結果、認知症の疑いのある者に、医療機関への受診勧奨を行った。

実施人数	健診結果			
	異常なし	経過観察	判定不能	疑いあり (受診勧奨)
3,618 人	3,433 人	47 人	8 人	130 人

イ タッチパネルを活用した「頭の健康チェック」

簡易「もの忘れテスト（物忘れ相談プログラム）」による記憶力チェックや生活状況を把握し、認知症の早期発見及び相談対応を行った。また、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行った。

相談形式	場 所	相談者数
個別相談	市役所	61人
	西部サブセンター	33人
	吉川サブセンター	22人
出前相談	ふれあいサロン・家庭訪問	17人

ウ 認知症予防に取り組むグループへの活動支援

グループ名(発足時期)	活動場所	回数	参加延人数
わかば会 (H29.11)	ハートフルプラザ みき	35回	328人
すみれ会 (H30.4)		18回	53人
すいよう会 (H31.4)		24回	137人
れいわ会 (R2.1)		23回	120人
弥生会 (R3.3)		36回	138人
ほほえみ会 (H30.4)		22回	118人
葉月会 (R4.8)	吉川健康福祉 センター	22回	182人

エ 認知症カフェの活動支援

住民主体で開催する「認知症カフェ」に専門職が関わることで、認知症の人や家族が地域の中で安心して暮らせるよう情報提供を行った。また、認知症カフェ運営補助金を交付し、住民主体のボランティア活動を支援した（交付件数2件）。

オ 認知症カフェ連絡会

市内8か所の認知症カフェ主催者の情報交換の場として開催し、それぞれのカフェで行っていることや困りごとなどを話し合い、今後の運営の一助となるよう連携を図った。

カ 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる者や認知症の者及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に専門職が連携し、早期診断・早期対応につなげられるよう、相談支援を行った。

チーム員構成	地域包括支援センター：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員 大村病院：専門医、認知症サポート医、精神保健福祉士、作業療法士 三木市医師会：認知症サポート医
対応件数	新規8件、前年度からの継続2件
チーム員活動回数	家庭訪問、家族面談、医療機関への受診同行等 97回
検討委員会	認知症初期集中支援チームの評価及び検討 1回

キ 認知症ケアパスによる啓発

認知症予防や認知症の容態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、また、認知症の人やその家族の思いも掲載した「認知症あんしんガイドブック」（認知症ケアパス）をホームページ掲載、医療機関や市内公民館等に設置するほか、介護予防講座（認知症予防講座）等において説明や啓発を行った。

ク 認知症月間の取組

9月の認知症月間及び9月21日の認知症の日に際し、認知症への理解を深めるための啓発を行った。

- ・広報、ホームページ、神鉄三木駅デジタルサイネージに掲載
 - ・市役所での庁内放送
 - ・市役所での懸垂幕掲揚
 - ・市役所前オブジェを日没から22時まで、認知症支援のオレンジ色にライトアップ
 - ・認知症支援についての啓発、本人・家族の思いについての展示
- 市役所プロムナード 9月6日～9月13日

- 中央図書館 9月14日～9月30日
- ・みつきい☆健康アプリの健康コラムに掲載
 - ・市役所職員向け「認知症サポーター養成講座」の開催

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスが必要な高齢者の増加に対応するため、在宅医療・介護連携支援センターと連携し、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けて、会議や研修会を開催した。

- ・三木市在宅医療・介護連携推進会議 2回
- ・三木市在宅医療・介護連携推進会議における幹事会 1回
- ・多職種連携研修会 1回（参加者47名）

令和6年度 介護保険特別会計決算

(歳入)

(単位 : 円)

科 目	令和5年度	令和6年度	前年対比	
	決算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D/A)
1 保険料	1,540,408,848	1,657,082,545	116,673,697	7.6%
2 使用料及び手数料	176,540	237,420	60,880	34.5%
3 国庫支出金	1,700,154,354	1,759,995,878	59,841,524	3.5%
4 支払基金交付金	1,925,301,000	2,063,955,716	138,654,716	7.2%
5 県支出金	1,084,246,042	1,161,997,972	77,751,930	7.2%
6 財産収入	948,781	2,866,843	1,918,062	202.2%
7 寄附金	0	0	0	0.0%
8 繰入金	1,275,768,733	1,239,923,359	△35,845,374	△2.8%
一般会計繰入金 (すべて基準内)	(1,175,768,733)	(1,199,923,359)	24,154,626	(2.1%)
介護保険基金繰入金	(100,000,000)	(40,000,000)	△60,000,000	(△60.0%)
9 繰越金	33,424,411	23,967,396	△9,457,015	△ 28.3%
10 諸収入	25,737,636	25,794,760	57,124	0.2%
歳 入 合 計	7,586,166,345	7,935,821,889	349,655,544	4.6%

(歳出)

款	令和5年度	令和6年度	増 減	
	決算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D/A)
1 総務費	180,640,004	175,137,370	△5,502,634	△ 3.0%
2 保険給付費	6,948,470,016	7,282,818,278	334,348,262	4.8%
3 地域支援事業費	340,107,093	372,382,507	32,275,414	9.5%
4 サービス事業費	12,913,532	8,488,431	△4,425,101	△ 34.3%
5 基金積立金	2,808,000	2,692,000	△116,000	△ 4.1%
6 諸支出金	77,260,304	72,529,261	△4,731,043	△ 6.1%
7 予備費	0	0	0	0.0%
歳 出 合 計	7,562,198,949	7,914,047,847	351,848,898	4.7%

協議事項 2

令和7年度の介護保険事業について

1 第1号被保険者数の推移

令和7年9月末で、65歳以上の第1号被保険者は25,954人で、ほぼ推計どおりであり、近年は大きく増減していません。

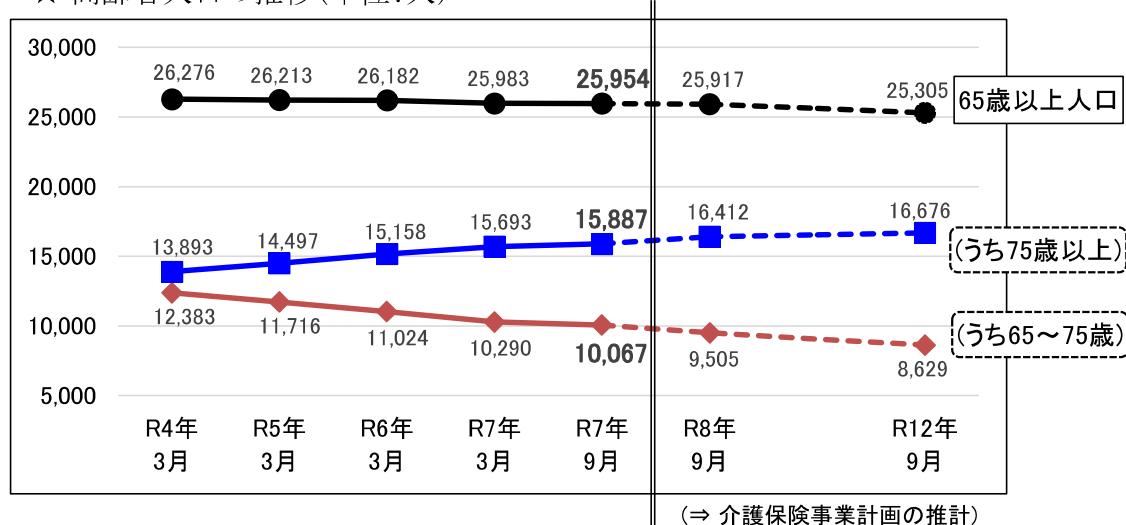
しかし、年齢構成では、前期高齢者（65～74歳）が減少傾向、後期高齢者（75歳～）が増加傾向にあります。

なお、高齢化率は35%となり、三木市民の3分の1が65歳以上となっています。

年 度	第1号 被保険者数 (65歳以上)			(参考)	
		うち 前期高齢者 (65歳～74歳)	うち 後期高齢者 (75歳～)	住民基本 台帳人口	高齢化率
令和3年度 (R4年3月末)	26,276人	(12,383人)	(13,893人)	75,233人	(34.9%)
令和4年度 (R5年3月末)	26,213人	(11,716人)	(14,497人)	74,411人	(35.2%)
令和5年度 (R6年3月末)	26,182人	(11,024人)	(15,158人)	73,656人	(35.5%)
令和6年度 (R7年3月末)	25,983人	(10,290人)	(15,693人)	72,738人	(35.7%)
令和7年度 (9月末)	推計	26,091人	(10,048人)	(16,043人)	72,581人 (35.9%)
	実績	25,954人	(10,067人)	(15,887人)	72,432人 (35.8%)

※「推計」は、第9期介護保険事業計画によるもの

★ 高齢者人口の推移(単位:人)



2 要介護（支援）認定の状況（第2号被保険者含む）

令和7年9月末の要介護（支援）認定者数は5,077人で、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、1年間で171人(+3.5%)も増加しています。

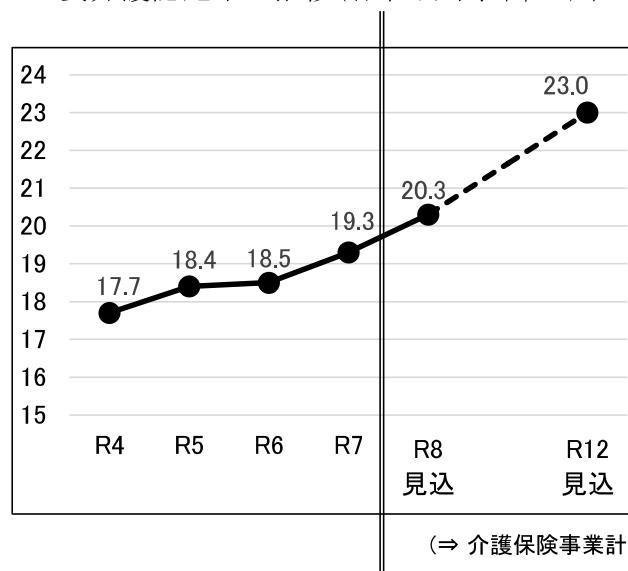
また、要介護認定率についても、同様の理由で19.3%と伸びが大きく、令和7年3月時点での要介護認定率が県内29市中、低い順から5番目となりました。（前年度は4番目）

要介護度別では、要支援2及び要介護1が増えており、軽度者の増加と認知機能の低下等により認定申請をされる方が多くなっているためと考えられます。

	令和5年 9月末	令和6年 9月末 (A)	令和7年9月末		増減	
			計画 (B)	実績 (C) (構成比)	計画比	前年比
					(C-B)	(C-A)
要支援1	661人	695人	691人	652人 (13%)	△39人	△43人
要支援2	938人	935人	985人	1,033人 (20%)	48人	98人
要介護1	723人	728人	765人	809人 (16%)	44人	81人
要介護2	835人	793人	880人	825人 (16%)	△55人	32人
要介護3	680人	734人	720人	711人 (14%)	△9人	△23人
要介護4	634人	629人	670人	648人 (13%)	△22人	19人
要介護5	403人	392人	426人	399人 (8%)	△27人	7人
計	4,874人	4,906人	5,137人	5,077人 (100%)	△60人	171人
(認定率)	(18.4%)	(18.5%)	(19.7%)	(19.3%)	(△ 0.4%)	0.8%

※ 認定率のみ第2号被保険者を含まない数値

★ 要介護認定率の推移(各年9月末、単位:%)



★ 県内29市の認定率

(令和7年3月) ※低い順

三田市	16.9%
加東市	17.9%
小野市	18.2%
豊岡市	18.6%
三木市	18.8%
加西市	19.1%
相生市	19.2%
○全国平均	(19.8%)
○県内平均	(21.7%)

3 1か月当たりのサービス別の受給者（利用者）数

令和7年度の受給者（利用者）数については、通院困難な利用者に療養上の管理指導を行う「居宅療養管理指導」や、介護ベッドなどの「福祉用具貸与」などが伸びています。

これは、在宅生活を送る人が多くなったためと考えられます。

また「短期入所生活介護」は、レスパイトケア（介護者の休息）ニーズの増加が考えられます。

一方、介護老人福祉施設では、令和7年度に増床し利用者増を見込んでいましたが、開設初年度のため計画比でマイナスとなっています。

(単位:人)

	令和 5年度 (A)	令和 6年度 (B)	令和7年度		増減	
			計画 (B)	見込み (C)	計画比 (C-B)	前年度比 (C-A)
居宅サービス						
訪問介護	472人	502人	(475人)	506人	(31人)	4人
訪問入浴介護	37人	43人	(34人)	36人	(2人)	△ 7人
訪問看護	414人	424人	(431人)	416人	(△15人)	△ 8人
訪問リハビリテーション	121人	138人	(123人)	138人	(15人)	0人
居宅療養管理指導	421人	498人	(421人)	536人	(115人)	38人
通所介護	546人	542人	(549人)	547人	(△2人)	5人
通所リハビリテーション	887人	899人	(961人)	890人	(△71人)	△ 9人
短期入所生活介護	194人	201人	(199人)	221人	(22人)	20人
短期入所療養介護	89人	86人	(92人)	84人	(△8人)	△ 2人
特定施設入居者生活介護	84人	104人	(95人)	112人	(17人)	8人
福祉用具貸与	1,656人	1,729人	(1,698人)	1,766人	(68人)	37人
特定福祉用具販売	26人	28人	(29人)	30人	(1人)	2人
住宅改修費	38人	35人	(42人)	49人	(7人)	14人
居宅介護等支援	2,571人	2,612人	(2,634人)	2,625人	(△9人)	13人
地域密着型サービス						
地域密着型通所介護	156人	162人	(146人)	170人	(24人)	8人
認知症対応型通所介護	25人	21人	(28人)	17人	(△11人)	△ 4人
小規模多機能型居宅介護	54人	51人	(59人)	54人	(△5人)	3人
認知症対応型共同生活介護	79人	79人	(82人)	79人	(△3人)	0人
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	2人	2人	(15人)	11人	(△4人)	9人
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	19人	5人	(0人)	0人	(0人)	△ 5人
看護小規模多機能型居宅介護	1人	11人	(30人)	14人	(△16人)	3人
施設サービス						
介護老人福祉施設	539人	566人	(658人)	588人	(△70人)	22人
介護老人保健施設	287人	301人	(314人)	283人	(△31人)	△ 18人
介護療養型医療施設・介護医療院	10人	10人	(12人)	12人	(0人)	2人

4 サービス種類別の給付実績

介護給付費の実績（見込）は、居宅サービスのうち「訪問介護」「短期入所生活介護」などの給付費について、在宅生活を希望する利用者が増えてきたことなどにより増加しています。

一方、地域密着型サービスは「看護小規模多機能型居宅介護」が令和6年度に開設したものの、利用者の増加ペースが計画よりも低く推移しています。

また、施設サービスの「介護老人福祉施設」においても、増加しているものの計画よりも低くなっています。

介護給付費全体については、令和7年度は前年度に比べて1億5千万円増加するものの、計画よりも3億円減少する見込みです。

ただし、今後、認定者数の増加や、介護報酬の改定により介護給付費が変動する可能性があります。

(単位:百万円)

	令和 5年度	令和 6年度 (A)	令和7年度		増減	
			計画 (B)	見込み (C)	計画比 (C-B)	前年度比 (C-A)
居宅サービス	3,130	3,242	(3,224)	3,328	(104)	86
訪問介護	376	404	(390)	414	(24)	10
訪問入浴介護	23	30	(22)	29	(7)	△ 1
訪問看護	174	173	(177)	172	(△ 5)	△ 1
訪問リハビリテーション	49	56	(49)	59	(10)	3
居宅療養管理指導	50	64	(52)	72	(20)	8
通所介護	608	592	(635)	609	(△ 26)	17
通所リハビリテーション	642	658	(686)	666	(△ 20)	8
短期入所生活介護	317	332	(331)	358	(27)	26
短期入所療養介護	102	99	(102)	91	(△ 11)	△ 8
特定施設入居者生活介護	185	207	(203)	220	(17)	13
福祉用具貸与	196	207	(199)	212	(13)	5
特定福祉用具販売	9	10	(9)	7	(△ 2)	△ 3
住宅改修費	46	41	(49)	42	(△ 7)	1
居宅介護等支援	353	369	(320)	377	(57)	8
地域密着型サービス	637	621	(769)	646	(△ 123)	25
地域密着型通所介護	182	187	(183)	198	(15)	11
認知症対応型通所介護	33	29	(41)	26	(△ 15)	△ 3
小規模多機能型居宅介護	105	97	(119)	98	(△ 21)	1
認知症対応型共同生活介護	253	257	(265)	261	(△ 4)	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	(41)	21	(△ 20)	18
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	59	19	(0)	0	(0)	△ 19
看護小規模多機能型居宅介護	2	29	(120)	42	(△ 78)	13
施設サービス	2,814	3,030	(3,363)	3,075	(△ 288)	45
介護老人福祉施設	1,752	1,883	(2,167)	1,964	(△ 203)	81
介護老人保健施設	1,016	1,100	(1,139)	1,059	(△ 80)	△ 41
介護療養型医療施設・介護医療院	46	47	(57)	52	(△ 5)	5
介護給付費 合計	6,581	6,893	(7,356)	7,049	(△ 307)	156

令和7年度 介護保険特別会計予算

(歳入)

(単位 : 千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度	前年対比	
	当初予算額 (A)	当初予算額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D/A)
1 保険料	1,627,200	1,651,800	24,600	1.5%
2 使用料及び手数料	220	155	△65	△29.5%
3 国庫支出金	1,718,947	1,820,690	101,743	5.9%
4 支払基金交付金	2,009,987	2,143,270	133,283	6.6%
5 県支出金	1,127,173	1,213,001	85,828	7.6%
6 財産収入	1,570	1,996	426	27.1%
7 寄附金	1	1	0	0.0%
8 繰入金	1,333,971	1,497,472	163,501	12.3%
一般会計繰入金 (すべて基準内)	(1,229,223)	(1,292,140)	62,917	(5.1%)
介護保険基金繰入金	(104,748)	(205,332)	100,584	(96.0%)
9 繰越金	1	1	0	0.0%
10 諸収入	27,930	28,614	684	2.4%
歳 入 合 計	7,847,000	8,357,000	510,000	6.5%

(歳出)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度	前年対比	
	当初予算額 (A)	当初予算額 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (D/A)
1 総務費	201,099	203,038	1,939	1.0%
2 保険給付費	7,221,844	7,707,115	485,271	6.7%
3 地域支援事業費	389,048	411,426	22,378	5.8%
4 サービス事業費	14,587	14,573	△14	△ 0.1%
5 基金積立金	1,570	1,996	426	27.1%
6 諸支出金	8,852	8,852	0	0.0%
7 予備費	10,000	10,000	0	0.0%
歳 出 合 計	7,847,000	8,357,000	510,000	6.5%

協議事項 3 「第10期介護保険事業計画」の策定について

1 計画について

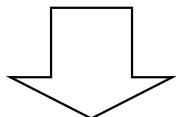
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護保険法第117条第1項に基づき、3年を一期とする「介護保険事業計画」を定めることとなっています。

現在、三木市では、令和6年度から8年度までの3年間を一期とする「三木市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の期間中であり、来年度で終了となります。

このため、来年度中に、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」を策定します。

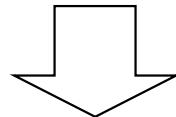
国の基本指針（介護保険法第116条）

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る介護給付の円滑な実施を確保するための基本方針を定める。



市の介護保険事業計画（介護保険法第117条第1～2項）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標



保険料の設定等

- 介護サービスの見込み量等に基づき、介護保険料を設定
- 市長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

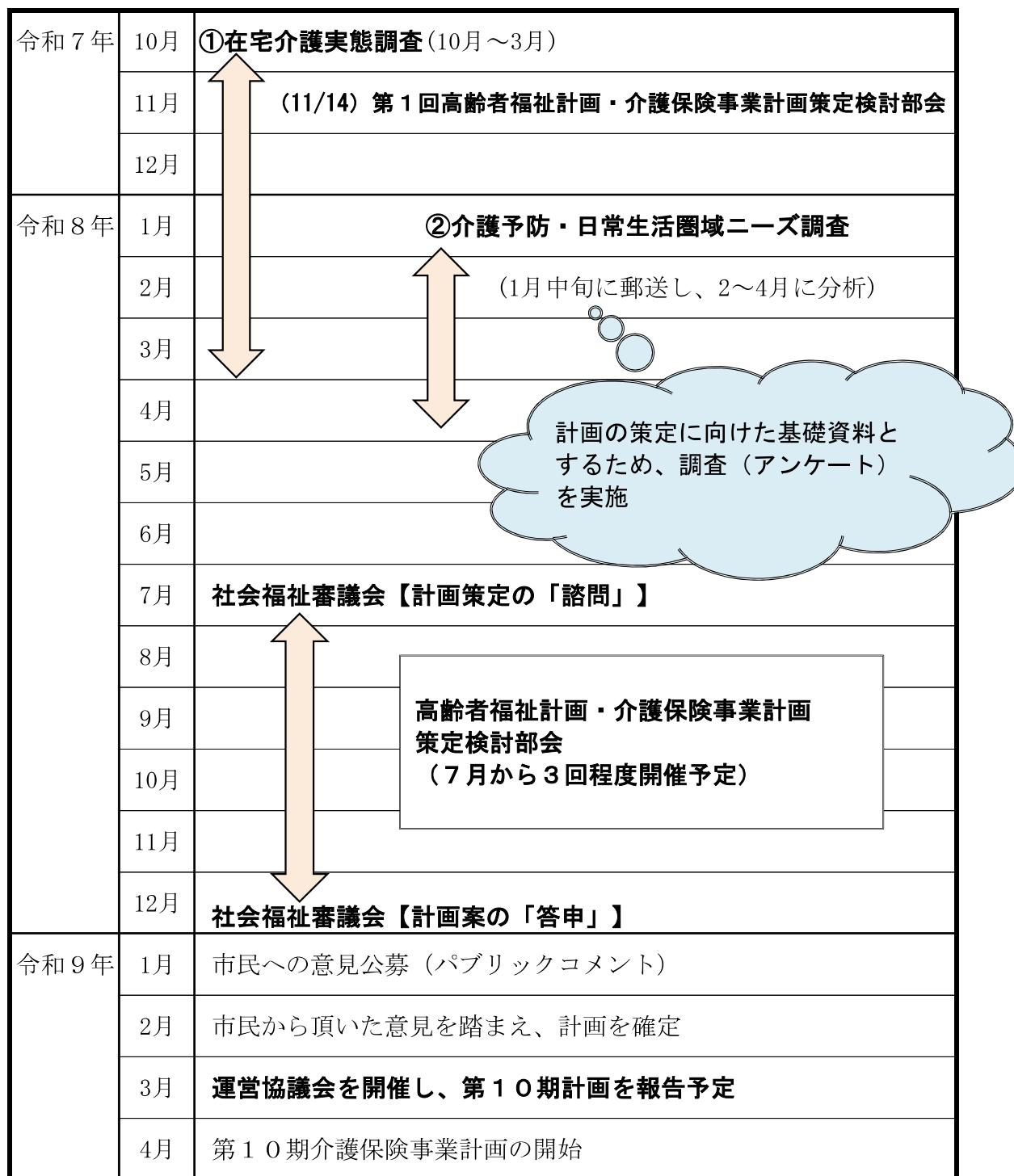
2 スケジュール

社会福祉審議会（※）内に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会」を立ち上げて4回程度審議していただきます。

令和8年7月に市長から「三木市社会福祉審議会」に対して、計画策定を諮問する予定です。

なお、検討部会委員には、介護保険運営協議会からも「特別委員」として、半数の選出をお願いします。

（※）社会福祉審議会（福祉課所管）は、社会福祉行政の円滑な運営と推進を図る組織であり、「地域福祉計画」「障害者基本計画」「障害者福祉計画」も審議しています。



差替分

3 社会福祉審議会特別委員「高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定検討部会」への委員の選出について（案）

「介護保険運営協議会」からの選出委員（案） 10人

所 属	役職	部会委員（案）
三木市医師会	理事	池田 篤紀
関西国際大学	講師	榎田 恵子
三木市連合民生委員児童委員協議会	副会長	藤木 登志子
三木市薬剤師会	会長	高馬 将一
社会福祉法人優和福祉会	総施設長	加藤 優子
公募委員		西尾 美智子
公募委員		井上 済納
公募委員		長谷川 悅子
公募委員		村川 美枝子
公募委員		吉村 清美

「社会福祉審議会」からの選出委員（案） 8人

所 属	役職	部会委員（案）
三木市社会福祉協議会	会長	植田 吉則
三木市歯科医師会		横尾 加名子
三木市区長協議会連合会	理事	志智 誠夫
三木市老人クラブ連合会	副会長	奥野 敬子
兵庫県加東健康福祉事務所	所長	圓尾 文子
公募委員		田中 節代
公募委員		戸田 いく代
公募委員		河原 博和

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
 - 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等**
- ・地域の介護等を支える法人への支援

基本的な考え方

- ① 「**地域包括ケアシステム**」を2040年に向け深化
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生**（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることが可能

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見